

市役所でカンタン!マイナンバーカードをつくろう!

問合せ先 市民保健課市民係(窓口②) ☎22215



市では、マイナンバーカードをより簡単かつ便利に申請していただくため、職員が窓口で申請の補助をしています。

マイナンバーカードは、顔写真付き身分証明書として利用できるほか、コンビニエンスストア等のマルチコピー機を使った住民票等の交付、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請など、様々な場面で活用できます。また、カードを使った特定健診の結果の閲覧や、健康保険証やお薬手帳としての活用も予定されています。

マイナンバーカードの申込みは、通知カード添付の申請書を使用し、郵送やスマートフォン、パソコン等で申請できます(初回の発行手数料は無料)。

写真を用意できない、書類の書き方が分からないなどの理由で今まで申請を見送っていた方も、職員が申請の補助をしますのでこの機会に是非ご利用ください。

① 顔写真撮影サービス(無料)

マイナンバーカードの申請に必要な顔写真を、市役所窓口で撮影します。



マイナンバーカード



通知カード

② 本人限定受取郵便での受け取り

申請時に、通知カードの回収と本人確認、暗証番号の決定を行い、暗証番号の設定されたマイナンバーカードを本人限定受取郵便でお送りします。

※本人の住民登録地以外の場所(入院中の病院、介護を行っている家族の家など)には発送できません。必ず住民登録地において本人確認をした上で、受け取っていただきます。

手続きに必要なもの 交付申請書、通知カード、本人確認書類(※)、印鑑

※本人確認書類について

【1点でよいもの】 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳など

【2点以上必要なもの】 健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、社員証など

※2点以上での本人確認の場合は、事前にお問い合わせください。

農地は農業にとってかけがえのない財産です。しかし、市内各地で農地が耕作放棄されており、農地が減少しているほか、ゴミが不法投棄されるなど、農村部の生活環境への影響が懸念されています。

耕作放棄された農地は、地権者が自ら再生して利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。そして、地域の知恵と力で耕作放棄地の発生防止に努めてください。

なお、耕作放棄地の再生利用の取組に対して、国の助成制度があります。詳細は産業振興課産業振興係にお問い合わせください。

ストップ!耕作放棄地

問合せ先
産業振興課産業振興係
☎23914



市内に住所を有する個人又は、市内に活動拠点を置く団体を対象に、左記の大型機械の貸出しを行なっています。

- ・歩行型草刈機
- ・乗用型草刈機
- ・樹木粉碎機

市による内容審査があります。使用を希望する7日前までにお申込みください。利用日数や条件など、詳細はお問い合わせください。

○**利用意向調査を行います。**
調査により、遊休農地と見込まれる農地について、農地法32条に基づく利用意向調査を行います。農地について貸したい・売りたいなど、自由に記入していただけますので、ご協力をお願いします。



○**毎年調査を行なっています。**
市農業委員会では、10月より現地を巡回し、耕作放棄地の調査を行いますのでご協力をお願いします。

11月・12月は、税の滞納整理強化月間です!!

～納期内納付のご協力をお願いいたします～

問合せ先 税務課収納係・滞納対策係(窓口⑦) ☎22218



市税は、市民の皆さまの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。多くの納税者の方が、決められた納期限までに市税を納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

このようなことから、県内の全市町は、県と連携して納期内納付をされている方との公平性を保つため、11月から12月までの2か月間を『**滞納整理強化月間**』に設定して、滞納処分の強化に取り組めます。

【市税の滞納解消に向けて】

近年の景気の低迷により、市税収入が減少する一方、市税の滞納が高い水準にあります。平成30年度の徴収率は、93.8%と前年度に比べ増加しておりますが、依然厳しい状況にあります。

滞納は市の財政を圧迫し、市民の皆さまの行政サービスに大きな影響を与えます。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。(単位:100万円)

年度	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税	2,908	2,845	97.8%	2,907	2,846	97.9%	2,863	2,810	98.1%
滞納繰越	290	85	29.3%	236	69	29.3%	193	56	29.1%
合計	3,198	2,930	91.6%	3,143	2,915	92.7%	3,056	2,866	93.8%

※金額は、一般会計市税(市民税、固定資産税、軽自動車税等)の決算数値

【滞納処分の強化について】

税務課では、督促状や催告書を送付しても応答がなく、納付できるにもかかわらず納付のない滞納者に対して、差押などの滞納処分を行います。また、「賀茂地方税債権整理回収協議会」と連携し、徹底した財産調査を行い、差押、搜索、公売などの滞納処分の強化を図ります。

徴収困難な滞納者については、地方税の滞納整理の専門機関である「静岡地方税滞納整理機構」に移管し、徹底した滞納処分を行います。

静岡地方税滞納整理機構移管実績

年 度	移管件数	差押等による徴収金額
平成27年度	15件	57,526千円
平成28年度	20件	28,515千円
平成29年度	15件	8,080千円
平成30年度	15件	14,717千円

～滞納処分の流れ～

督促状の発送

納期限の約20日後に督促状を発送します。督促手数料として100円が加算されます。



財産調査

金融機関、勤務先、生命保険会社などに対し、質問及び調査を行います。



財産差押

財産調査で判明した財産を差し押えます。財産調査や差押などの滞納処分は、法令に基づいて行われるもので、滞納者に事前に告知することなく行うことができます。

換価・配当

差し押えた財産は、取立てや公売により換価(換金)します。換価して得た代金は滞納金に充当します。



【「賀茂地方税債権整理回収協議会」の取組】

平成28年4月から、静岡県と賀茂地域6市町で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町税の共同徴収に連携して取り組み、滞納者には財産調査、差押、搜索などの滞納処分の強化を行ってきました。

平成30年度からは、賀茂6市町の体制で取組を続けた結果、設置後の3年間で市税全体の収入率は5.9%向上し、収入未済額は3億円縮減しました。

今後も引き続き賀茂地域全体の徴収体制の適正化に取り組んでいきます。

【困ったときには、早めの相談を!】

病気や失業、事業の廃止などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務課収納係(窓口⑦)へご相談ください。